保険料・利用料引き下げを

高齢者の4割が年金月額 10万円以下。それなのに 介護保険料はうなぎの ぼり。これでは必要な介 護は受けられません。

支払いが困難で 利用を減らす人も…

介護保険を利用するときは、かかった費用の1割を利用料として負担。さらに所得に応じて2割負担(2015年)、3割負担(2018年)も新たに導入。

65歳以上高齢者の介護 保険料月額(全国平均)



介護労働者が足りません

ヘルパー不足で 施設閉鎖も!!

介護の現場に若い人がいなくなっています。介護労働者の賃 金は全産業平均より約8万円も低い。さらに辛いのは人員不

足による長時間・一人夜勤。 まともな賃金と充分な人員 を確保できる介護報酬の引 き上げが必要です。



若い人がこの仕事を長く続

けることができないのは 賃金が低すぎるから。



介護職員の賃金

全産業平均より約8万も安い!

介護職

22万8,800円

全産業 平 均

30万6,200円

厚労省「平成30年賃金構造基本統計調査」より作成。介護職は、ケアマネ、ホームヘルパー、福祉施設介護員。賃金額は、所定内給与額(手当等込、残業代は含まず、税・社会保険料天引き前)

介護で 離職 10万人

なくそう介護離職!

家族が突然要介護状態に! 認知症、脳血管疾患、骨折*1

介護・看護の理由による離職者数
100.0 99.1
23.7 24.0
20 - 76.4 75.1 男
2012年10月 2014年10月 2016年10月 ~2015年9月 ~2017年9月

総務省「就業構造基本調査」

認知征、陋血官疾患、有折然

ラそっ!? んなにお金が かかるの? 2025年 高齢者の 5人に1人が 認知症に※2

えつ!! 特養入れないの※3

※2 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」 ※3 2015年4月から特養への入所は原則要介護3以上とされています

※1「2016年国民生活基礎調査の概況」より「介護が必要となった主な原因」は、 1位認知症、2位脳血管疾患、3位高齢による衰弱、4位骨折・転倒

さらなる改悪ストップ ―― 政府のねらう介護保険改悪*

ケアプラン有料化

毎月1.400円もの負担増!?

自己負担原則2割に!?

利用料が倍になるなんて。



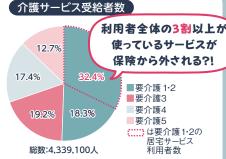
要介護1・2の訪問介護やデイサービスの保険外し

介護保険利用者の半数が要介護度1・2。そのうち64%が使っているサービスを保険から外すなんてひどすぎる。



要介護1・2だからこそ専門性を 持ったヘルパー訪問が必要。





厚労省「介護給付費等実態統計月報(平成31年1月審査分)」より作成

※ 財政制度等審議会「令和時代の財政のあり方に関する建議」(2019.6.19)より

介護保険制度の抜本改善求める署名を国会に積みあげよう!



ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の 大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善を求める請願署名

現在、政府内で、2020年の通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められています。 その中には、ケアマネジャーが作成するケアプランを有料にすることや、要介護1、2の生活援助サービスを 市町村が実施する総合事業に移すなど、さらなる給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。 ケアプランが有料になれば、介護保険サービスを減らしたり、介護保険そのものを利用出来なくなることになり かねません。生活援助の削減は、在宅での生活に困難をもたらし、家族の介護負担を増やすことに直結しま す。政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策にも反するものです。

介護現場では人手不足がいっそう深刻化しています。介護福祉士の養成校では入学者の定員割れが続いています。必要な職員を確保できないため、施設を開設できなかったり、事業所の一部閉鎖や廃業などの事態が生じています。介護従事者の賃金が全産業平均よりも月額約8万円も低い実態は依然として改善されていません。

サービスの削減・負担増一辺倒の見直しでは高齢者の生活を守り、支えることはできません。これから高齢化がいっそう進展していく中、お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要な時に利用できる制度への転換はすべての高齢者・国民の願いです。同時に、介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければなりません。

以下、請願します。

請願項目

- 1 ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助の削減など、サービスの抑制や負担増につながる制度の見直しをいっさい行わないこと
- 2 すべての介護従事者の賃金を大幅に引き上げ、労働条件を抜本的に改善すること。実効性のある確保対策を講じること
- 3 介護保険料、利用料負担の軽減を図ること。必要な時に必要なサービスを受けられるよう、制度の改善をはかること
- 4 介護保険財政に対する国の負担割合を大幅に引き上げること。そのための財源を国の責任で確保すること

(※氏名・住所は、名字など同じ場合でも略式「〃」を使用せずにお書き下さい)

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

〈取扱団体〉

※この署名は、国会、関係省庁に提出する以外に使用しません

中央社保協

(中央社会保障推進協議会) 東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館5階

(TEL)03-5808-5344 (FAX)03-5808-5345

全日本民医連 (全日本民主医療機関連合会) 全労連 (全国労働組合総連合)

動センター7階 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 842-6460 (TEL)03-5842-5611 (FAX)03-5842-5620

東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7階 東 (TEL)03-5842-6451 (FAX)03-5842-6460 (7)